



この「ソフトウェア及びサービスの提供に関する約款」(以下「**本約款**」といいます。)は、契約当事者間の法的関係にとって必要となるあらゆる事項について定めるものです。

本約款において「**EPLAN**」とは、お客様との契約を成立させる際に発行する注文確認書において、その発行者として記載される EPLAN グループの法人を指すものとします。

本約款において「**お客様**」とは、注文確認書において EPLAN の契約相手として記載される、会社など一切の私法・公法上の法人や団体、機関、機構及び基金を指すものとします。

本約款において「**系列会社**」とは、法的に独立した企業体のうち (a) 議決権付き株式(持分)の過半数を保有し、もしくは保有される関係(過半数保有関係)にあるもの、(b) 直接又は間接に支配的影響力を及ぼすことができ、もしくは及ぼされる関係(支配関係)にあるもの、又は (c) その他、相互に従属的な関係(グループ関係)にあるものを指すものとします。

A. お客様と EPLAN との協調の原則

1. 契約の対象

- 1.1 契約の対象については、各注文確認書、及びそこで参照される書類や契約書(本約款を含みます。)において、EPLAN が特定するものとします。
- 1.2 注文確認書の内容と食い違う申込や、契約交渉の過程で協調関係の査定のためにやりとりされるあらゆる契約案は、価格、数量、納期、配送方法、技術、データ、仕様、品質説明に関するものを含め、一切拘束力を持たないものとします。

2. 本約款の適用

- 2.1 注文確認書に加え、本約款が、EPLAN とお客様との間の一切の法的な取引の基礎となるものであり、法的関係を規定するものとなります。
- 2.2 お客様による契約条件の変更は、それが注文確認書の定めに対する重要な変更かどうか、また EPLAN による納品やサービスをお客様が受領し、又はこれに対する支払を行ったかどうかに関わらず、受け入れられることはありません。
- 2.3 上記にかかわらず、契約当事者が別途合意した場合を除き、本約款が常に優先するものとします。

3. 価格、対価及びその他の費用

- 3.1 契約において合意されたすべての価格やライセンス料(以下「**価格等**」といいます。)は、インコタームズ 2010 における条件のうち EXW(出荷工場渡し条件)を前提とするものであり、包装や保険の費用を含まない金額とします。
- 3.2 インストール、設置、使用トレーニング、ソフトウェアのメンテナンス、及びコンサルティングの対価(以下「**サービス対価等**」といいます。)については、EPLAN の設定価格に基づいて契約時に明らかにされた金額で合意されるものとし、別途合意がない限り、時間給又は日給及び材料費ベースで請求されるものとします。
- 3.3 合意されたすべての価格等やサービス対価等の金額は、付加価値税、消費税等の適用ある税金その他公租公課を加える前の税抜き価格であるものとします。
- 3.4 本約款のB章のII. の定めに基づくサービスや業務の提供において、日給には8時間分のサービス・業務提供の対価が含まれるものとします。それを超える時間については1時間ごとに日給の8分の1に相当する金額が請求されます。移動時間についても、サービス・業務提供にかかった時間として請求の対象となります。移動時間及び移動にかかる費用は、EPLAN の派遣する従業員の勤務地を基に、適宜、計算されるものとします。
- 3.5 EPLAN が契約上の業務を遂行するにあたって負担した移動費その他の実費(宿泊、宅配便、翻訳の費用など)については、証憑をもって実際に負担したと認められる金額が請求されます。EPLAN が実費込での支払を提案した場合には、実費に基づく請求に代わって、実費込で合意した各金額の支払となります。

4. 支払、相殺及び留置権

- 4.1 EPLAN からの価格等やサービス対価等の請求は、別途合意がある場合を除き、お客様が請求書を受領してから 30 日で支払期限となりますので、それまでに EPLAN の指定する銀行口座へ振り込みの方法でお支払い下さい。お客様において別途証明することができない限り、請求書は発送から 3 日後に受領されたものとみなされます。上記の支払期限の経過により、お客様は支払債務の不履行となります。
- 4.2 EPLAN からの請求権を受働債権としてお客様において相殺することができるのは、お客様が EPLAN に対して有する債権のうち、当事者間に争いがなく、又は債務名義あるものを自動債権とする場合に限られます。お客様が EPLAN の物を留置することができるのは、商法第 521 条の定めに関わらず、当該物を占有するに至ったのと同じ取引において有するに至った EPLAN に対する債権に基づく場合に限られるものとします。

5. 納品・サービスの種類、範囲及び場所

- 5.1 ソフトウェアは、EPLAN の裁量により、以下のいずれかの方法で納品されるものとします。
 - a) 機械で読み取ることができるデータ記憶媒体のかたちの現物で、インコタームズ 2010 における条件のうち EXW(出荷工場渡し条件)に基づき、EPLAN の裁量で選択する運搬方法、運搬経路、及び運送業者によって、又は
 - b) インターネットを通じ、EPLAN の提供するリンクからアクセスするシステムからのダウンロードを通じて読み込むことができる無形のかたちで(リンクや読み込みの情報は、契約締結後、お客様へ直接お伝えします。納品やサービスの品質については、契約締結時において効力を有するものとしてお客様へ通知されるサービス仕様や技術仕様、及び納品やサービス提供と共にお客様へ提供される関連書類にのみ基づくものとします。)
- 5.2 お客様にとって合理的といえる場合には、一部のみの納品が認められるものとします。
- 5.3 ソフトウェアは、機械で読み取ることができるオブジェクトコードで、又は SAP システムに対応した ABAP のかたちで、契約で合意された目的のみのために、納品されるものとします。お客様は、ソースコードの開示や使用を求めることはできません。別途書面の合意がある場合を除き、ソースコードは契約の目的には含まれません。
- 5.4 インストール、インプリメンテーション、カスタマイズ、アダプテーション、コンサルティング、使用トレーニングその他のサポートのようなサービスや業務の提供は、本約款のB章のII. 以下における詳細の定めに従うものとします。
- 5.5 現物での納品の場合、EPLAN がデータ媒体及び関連書類を運送業者へ委ねた時点をもって、納期を遵守したかどうかを判断するについての納品完了時とし、また当該時点をもって危険負担がお客様へ移転するものとします。無形のかたちでの納品の場合、本約款のA章の第5.1条に従ってソフトウェアが読み込み可能な状態とされ、EPLAN が読み込みの情報をお客様へ通知した時点をもって、納品完了時とし、また危険負担が移転するものとします。
- 5.6 契約において明確に別途の定めがある場合を除き、納期の定めは法的な義務を課すものではなく、納品の予定時期を意味するものに過ぎないものとします。EPLAN にサプライヤーがいる場合、EPLAN によるお客様への納品は、サプライヤーが納期を遵守して EPLAN へ納品することを前提条件として、行われるものとします。
- 5.7 納期について法的な義務を課す旨の明確な合意がある場合において、EPLAN の責に帰すべき事由により納期に遅れた場合には、お客様は EPLAN に対し、書面でさらに1週間以上の通知期間を設けて、納品を催告するものとします。
- 5.8 EPLAN が、(a) お客様の協力・情報提供義務の履行を待っている場合、又は (b) EPLAN もしくは第三者たる企業のストライキやロックアウト(EPLAN でのストライキやロックアウトの場合は、かかる労働争議が合法なものである場合に限られます。)、政府介入、法令による禁止その他 EPLAN の責に帰すことができない事情(以下「不可抗力」といいます。)により EPLAN の債務の全部又は一部が履行できなくなった場合には、かかる事情により履行が中断された期間及びかかる事由がなくなり新たに履行を再開する準備をするのに合理的に必要と認められる期間分だけ、納期やサービス提供期限は延期され、かかる期間中は EPLAN に債務不履行は発生しないものとします。EPLAN は、かかる事情が発生した場合には、これを想定される期間と共に、遅滞なくお客様へ通知するものとします。
不可抗力が3ヶ月を超えて途切れることなく継続した場合、契約の両当事者とも、契約上の義務から解放されるものとします。
- 5.9 EPLAN による契約の履行は、当該履行が外国為替及び外国貿易法その他のいかなる適用法令や国際法又は国内法に基づく通商禁止措置や制裁措置にも違反しないことを前提条件とします。

6. お客様の協力・情報提供義務

- 6.1 EPLAN による納品やサービス提供にあたって必要となるハードウェアやソフトウェアの環境については、お客様のみが責任を負うこととなります。システム要件やお客様の従業員やその他のスタッフによるソフトウェアの取り扱いについても、同様です。
- 6.2 お客様は、納品物及びサービスによってかかる追加の負荷も考慮して、十分に容量のあるハードウェア及びソフトウェア環境を整える責任を負います。
- 6.3 お客様は、納品物やサービスをご使用になる前に、既存のハードウェア及びソフトウェアの構成や設定に不具合が生じていないこと及び使用できることを、自ら全面的にテストしなければなりません。お客様に保証対応やメンテナンスの範囲内で提供された納品物やサービスについても、同様です。
- 6.4 お客様は、納品物やサービスのインストールや利用にあたって、EPLAN により提供される説明書や最低限の利用要件を遵守しなければなりません。
- 6.5 お客様は、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び通信システムのほか、人員、ワークスペース、それらの使用など、納品物やサービスの提供を受けるのに必要な要件やパラメーターを、無償で必要なだけ提供しなければなりません。
- 6.6 お客様は、EPLAN が問題を最良の方法で、かつ可能な限り迅速に解決することができるように、問題のトラブルシューティングや調整において EPLAN の納品物やサービス、特にソフトウェアやその構成物に対する使用、アクセスを EPLAN へ認めなければなりません。必要に応じ、契約当事者は、別途契約を締結し、データ保護のための防止措置を取らなければなりません。
- 6.7 お客様は、一般的な法的、ビジネス管理、組織上の該当指針、特に IT セキュリティ及びコンプライアンスの指針に基づき、合理的かつ適切な間隔で、定期的にデータをバックアップすることを保証するものとします。EPLAN が前項に基づくアクセスを与えられる前に、お客様は前項に定める方法で、プロジェクトファイルのような影響を受け得るデータをバックアップしておかなければならないものとします。データの定期的なバックアップは、データの感度や重要性に応じ、合理的な費用でアクセス前の条件を直ちに、又は短期間で復元できることが保証されるのであれば、適切な間隔で行われているものとみなされるものとします。

7. 保証とその制限

- 7.1 契約に基づくサービスの利用が第三者の権利を侵害しない、という宣言のように、書面で合意された特性や範囲のサービスのみが提供される納品物及びサービスの目的となるものとします。お客様は、受領後直ちに納品物やサービスを検収し、瑕疵があった場合には遅滞なく EPLAN へ通知しなければなりません。かかる通知がなかった場合、納品物やサービスは瑕疵のないものとして承認されたものとみなされます。あらゆる瑕疵については、EPLAN がそれを認識し、必要・有用な情報を得た後、当該

瑕疵を遅滞なく補修することができるように、包括的なかたちで書面化し、EPLAN へ通知しなければなりません。お客様は、瑕疵及びその原因の発見を促進するあらゆる合理的な措置を取らなければならないものとします。

7. 2 EPLAN は、納品物とサービスについて、契約で合意された性能が満たされており、サービスの範囲に合致していること、そして契約で合意された範囲でこれを利用する限りにおいて第三者の権利を侵害することもないことを、以下の定めに基づいて保証します。納品物やサービスの品質に関する合意は、性能仕様に基づき、その品質や耐久性を保証するものではありません。お客様は、再現可能な瑕疵、あるいは他の方法で特定できる瑕疵についてのみ、保証違反の請求を行うことができるものとします。お客様は、瑕疵を認識した場合には、遅滞なく、包括的なかたちで当該瑕疵について判明した情報等について書面化した上で瑕疵について EPLAN へ通知しなければならないものとします。お客様は、かかる瑕疵及びその原因を特定するために合理的に必要なあらゆる措置を講じなければならないものとします。
7. 3 EPLAN が物理的な瑕疵を修補する義務を負う場合、EPLAN はその裁量により、追加履行、ソフトウェアあるいは納品物やサービスの再提供、又は瑕疵による影響を回避するために適した合理的な対応措置を講じることにより、かかる物理的な瑕疵を修補することができるものとします。
7. 4 権利に関する瑕疵については、EPLAN は追加履行をするものとします。EPLAN は、その裁量により、お客様のために、納品物やサービスを利用する上で法的に異議の出る可能性のない権利を取得するものとします。
7. 5 本保証は、EPLAN が適宜公表するソフトウェアの最新バージョンについてのものです。お客様は、新バージョン(納品物やサービスの新しいソフトウェアバージョン、特にアップデート、ホットフィックス、パッチ、サービスパック等を指しますが、他のモジュール、製品、アドイン、アドオンは含みません。)が、瑕疵を回避又は補修する目的のものであり、契約上の機能の範囲が維持され、かつ受け入れることで著しい不都合がお客様に生じるのでない限り、これを受け入れなければならないものとします。
7. 6 EPLAN は、お客様が価格等又はサービス対価等の少なくとも合理的な部分を支払っていることを条件として、追加履行を行うものとします。
7. 7 追加履行が合理的な期間に完了しない場合、お客様は、EPLAN に対して書面で期限を定めて通知し、当該期間内に結果が出ないことを条件として、契約を解除し、又は価格等もしくはサービス対価等の減額を請求することができるものとします。EPLAN は、契約で定める補償の範囲で、瑕疵により負担したお客様の費用について賠償するものとします。
7. 8 お客様からの保証違反の請求は、お客様により変更され、又は契約で合意されたシステム環境以外の環境で利用された納品物やサービスについては、行うことができないものとします。但し、お客様は、当該瑕疵が、かかる誤った利用を原因として生じたものではないことを立証した場合には、保証違反の請求を行うことができるものとします。
7. 9 本第7条に基づく請求を行うことができるのは、契約締結から1年間とします。

8. 責任

8. 1 EPLAN は、EPLAN 又はその補助者が、故意・重過失により、もしくは契約上の重要な義務の過失による違反により、発生したお客様の損害を賠償する義務を負うものとします。「**重要な義務**」とは、これにより初めて契約の適切な履行が可能となり、かつ他方当事者がその履行を通常あてにするものを指すものとします。
8. 2 強行法規に基づく責任、生命身体に対する侵害に起因する責任、本約款A章第10.4条に基づき適用される法体系において特に定めがある場合における製造物責任に基づく責任、又は保証違反に基づく請求については、上記の責任制限の定めは適用されず、影響を受けないものとします。
8. 3 重要な義務以外の義務の違反の場合には、EPLAN は、契約時において典型的かつ合理的に発生することが EPLAN において予測した財産的・金銭的損害について賠償する責任を負うものとします。かかる損害は、原則として、各契約において EPLAN へ支払われる価格等及び/又はサービス対価等の総額を上限とするものとします。なお、支払われる価格等及び/又はサービス対価等の価格が、契約期間が不定期である等の事情により明確ではない場合には、損害発生の日直近12カ月間に EPLAN へ支払われた価格等、又は月額サービス対価の平均額をもって、上限とするものとします。但し、EPLAN がかかる金額を超えて損害が発生することを予測していたことをお客様において証明することができる場合には、この限りではありません。
8. 4 本契約に定める以外の EPLAN の賠償責任は、すべて免除されるものとします。EPLAN に対する間接損害、結果損害、逸失利益の請求は、一切認められないものとします。
8. 5 EPLAN は、お客様の側の過失による過失相殺を主張する権利を有するものとします。

9. 守秘義務及び情報保護

9. 1 両当事者は、各契約又はその履行にあたって他方当事者から直接又は間接に受領した技術、財務その他の事業に関する秘密情報の秘密を保持し、第三者へ開示してはならないものとします。但し、契約当事者の系列会社は、ここにいう「第三者」には含まれないものとします。さらに、両当事者は、受領したいかなる情報も、契約で明記された以外の目的で使用してはならないものとします。
9. 2 前項の守秘義務は、公知の情報、既知の情報、第三者から合法に取得された情報、守秘義務に違反することなく独自に発見・開発された情報については、適用されないものとします。これらの例外は、その適用を主張する当事者が立証責任を負うものとします。
9. 3 第1項の守秘義務は、各契約の終了後も有効に存続するものとします。
9. 4 EPLAN は、適用法令を遵守して、お客様の個人情報を、収集、加工及び保存することができるものとします。
9. 5 EPLAN がお客様のデータを分析する場合、EPLAN は適用法令で認められた範囲で行うことができるものとします。
9. 6 EPLAN は、EPLAN のすべての従業員がデータの秘密を保持し、適用法令に基づく守秘義務を遵守することを、書面で誓約していることを保証します。

10. 雑則

10. 1 EPLAN は、その裁量により、お客様の法的な利益を考慮して、EPLAN の選んだ外注先へ、契約上の義務の履行を再委託することができるものとします。EPLAN は、自らが履行した場合と同様に、かかる外注先による履行について責任を負うものとします。
10. 2 本約款についての変更や補足は、書面(ファクスや電子メールを含みます。)によって明示的になされない限り、効力を有しないものとします。本条項に対する変更についても、同様とします。口頭での契約変更の合意は無効とします。
10. 3 本約款の規定のいずれかが無効と判断された場合でも、その他の規定の有効性には影響が及ばないものとします。その場合、契約当事者は、無効とされた規定を、当事者の経済的・法律的意図に最も近く、かつ法的に有効とされる規定と置き換えて解釈するものとします。
10. 4 本約款及び契約当事者間の法的関係については、国際物品売買契約に関する国際連合条約及び国際私法、そして適用法の選択及び抵触法に関する定めを除き、日本法を準拠法とするものとします。
10. 5 本約款から、又はこれに関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。EPLAN は、契約当事者の本店所在地のある地域の裁判所において、裁判手続を開始することもできるものとします。
10. 6 各契約上の地位を、EPLAN の事前の書面による同意(不合理に拒絶されることはありません。)がある場合を除き、第三者へ譲渡することはできないものとします。但し、譲渡先である第三者が、合併、会社分割等の組織再編といった理由による法律上の包括承継人である場合は、この限りではありません。

B. お客様と EPLAN との協調に関する特別規定

I. 標準ソフトウェア、第三者ソフトウェア

1. 総論

1. 1 本約款において、「標準ソフトウェア」とは、様々な顧客、市場の需要に応じて開発され、提供されるプログラム、プログラムモジュール、アプリケーション、ツール、アドイン、その他のプリファブソリューション等のソフトウェアやソフトウェア製品(関連書類を含みます。)を指すものとします。原則として、「標準ソフトウェア」には、EPLAN が自らの価格等にて市場に提供し、又は提供する意思を持つ一切の製品を含みますが、特定の顧客だけのために開発ないし提供されるソフトウェアは含まないものとします。
1. 2 本約款において、「第三者ソフトウェア」とは、EPLAN が開発したものではなく、又は著作者(共同著作者)もしくは著作権者ではないソフトウェア(及びその構成部分)を指すものとします。
1. 3 本約款のB章のII. 第1. 2条で定義する「第三者ソフトウェア」には、あらゆるオープンソースソフトウェア(以下「OSS」といいます。)を含むものとします。
1. 4 ソフトウェアがネームスペースを定義した場合、かかるネームスペースは、EPLAN のものであろうとなかろうと、標準ソフトウェアとみなされるものとします。但し、かかるネームスペースの範囲外で開発された部分については、標準ソフトウェアとはみなされないものとします。

2. 利用許諾・ライセンス

2. 1 EPLAN は、本約款の定め及び契約時において効力を有する EPLAN のライセンス条項に従って、標準ソフトウェアの利用許諾(以下「ライセンス」といいます。)を付与します。当該範囲を超えて標準ソフトウェアを利用することは禁止され、EPLAN の明示的な書面による同意を要するものとします。
2. 2 EPLAN は、お客様に対し、契約締結時において、内部利用目的(第2. 3条参照)に限り、各契約に定める許諾条件に従って、各請求書の全額の支払いを前提条件として、以下のいずれかのライセンスを付与するものとします。
 - a) 単一ユーザーライセンス: 単一ユーザーのハードウェアへの1回のみインストールが認められる、利用時間に上限のない非独占的な利用権
 - b) ネットライセンス: 内部ネットワーク内の数台のコンピューターへのインストールが認められ、契約に定めるお客様の本店所在地のある国のみで認められる、利用時間に上限のない、非独占的な利用権。同時利用できる最大台数は、EPLAN により付与されるライセンス管理ソフトにより管理される取得済みかつ有効化されたライセンスの数量によって決定されるものとします。
 - c) 広域ネットライセンス: 世界中での利用が認められる点を除き、上記b)と同じ。
 - d) 指定ユーザーライセンス: 登録されたユーザーによる利用のみが認められる利用権。同タイプのライセンスに対する制限、特に関連商品の利用については、関連書類により規定されるものとします。
2. 3 「内部利用目的」には、お客様自身やお客様の系列会社のビジネス取引の実行を含むものとします。(i) 第三者のためのコンピューターセンターの運営、(ii) 系列会社以外の個人や団体への標準ソフトウェアの一時的な付与(例: アプリケーションサービスの提供)、(iii) お客様又はその系列会社の従業員その他のスタッフ以外の人物のトレーニングのための標準ソフトウェアの利用については、EPLAN の事前の書面による同意が必要となります。委託を受けたITアウトソース先やホスティング会社のような第三者が、お客様の管理下で、お客様だけのために標準ソフトウェアを利用することは、認められます。お客様が、取得したライセンスの範囲を超えて利用する意図をもって、ドングルサーバやリモートメンテナンスソフトウェア等の技術的解決法を利用しようとする場合は、認められません。
2. 4 標準ソフトウェアの第三者への送信や利用権の譲渡は、お客様が当該標準ソフトウェアについて期間の定めのない、利用時間に制限のない利用権を取得し、自らが取得した利用権の範囲についてのみ第三者へ譲渡された場合に限り、認められるものとします。かかる標準ソフトウェアの利用権の第三者への譲渡は、必要書類等につき、決まった形式で、完全な形で行われる必要があります。一時的な譲渡や、リース、賃貸借は、認められません。標準ソフトウェアの一部、又はその構成部分についての第三者へ

の譲渡や、標準ソフトウェアの複数の第三者への譲渡は、法律により明示的に認められる場合を除き、禁止されます。

譲渡が認められる場合においても、お客様は、以下の各事項を遵守し、EPLAN から要請があった場合には遵守した事実を証明する書証を提出しなければなりません。

- 譲渡を受けた第三者は、本約款、利用権の内容及びその制限を、遵守することを約束する
- 当該標準ソフトウェア、及びこれと一緒に提供されるドングル、シリアルナンバー（もしあれば）、書類やその他の資料（そのコピー、アップデート、過去のバージョンも含みます。）は、当該第三者へ譲渡される
- お客様は、バックアップコピーも含め、一切のコピーを保持しない
- EPLAN へ、譲渡の事実及び第三者の詳細、さらに当該標準ソフトウェアのシリアルナンバーやライセンスキーを EPLAN へ通知する
- シリアルナンバーやライセンスキーの当該第三者への登録変更の申請

譲渡により、お客様の当該標準ソフトウェアに対する利用権はすべて失効します。

上記の要件に基づいて認められた標準ソフトウェアの利用権の譲渡は、お客様と EPLAN との間に存在し得る当該標準ソフトウェアについての EPLAN の保証やメンテナンスの義務の自動的な移転を伴うものではありません。

2. 5 標準ソフトウェアのコピーは、契約に基づく利用にとって必要な数量・回数だけ認められます。お客様は、標準ソフトウェアについて、技術の状況に応じて、必要な数量のバックアップコピーを作成することができるものとします。取り外し可能なデータ記憶媒体へのバックアップコピーについては、それと分かる表示をしたうえで、オリジナルのデータ記憶媒体になされているのと同じ著作権表示をして、かかるコピーの数量と所在について適切に書面化し、EPLAN から要請があった場合には、EPLAN へ提出しなければならないものとします。お客様が標準ソフトウェアをオンラインでのダウンロードにより取得した場合も、お客様は当該標準ソフトウェアをデータ記憶媒体へコピーすることができます。かかるオンラインのコピーに関する権利についても、本約款が適用になるものとします。
2. 6 お客様は、以下の場合、又は適用法令において認められる範囲においてのみ、標準ソフトウェアの変更、拡張その他の翻案を行うことができるものとし、それ以外の場合には何ら変更はできないものとします。
 - a) 他のハードウェアやソフトウェアとの相互運用を可能にするためのデコンパイル
 - b) 意図した利用や不具合の調整に必要なもの
 - c) 契約で明示的に合意されたもの
2. 7 EPLAN が、従前に提供した契約上の対象物（以下「旧バージョン」といいます。）に代えて、不具合の調整やメンテナンスに関連して、その新バージョンをお客様に提供する場合、かかる新バージョンの利用についても、本約款の定めが適用になるものとします。
2. 8 EPLAN が標準ソフトウェアの新バージョンを提供する場合、明示的に新バージョンの使用中止要請がない限り、お客様の各契約に基づく旧バージョンに関する権利は失効するものとします。但し、お客様は、旧バージョンを、お客様の顧客やサプライヤーが旧バージョンを使用している場合の互換性を維持する目的であれば、利用を継続することができるものとします（これによりライセンスの総数が増加することはありません。）。その場合であっても、お客様は、旧バージョンについてメンテナンスといったソフトウェアサービスを要求することはできないものとします。お客様において、旧バージョンのもとで保存されていたファイルを新バージョンで使用する場合、かかるファイルは旧バージョンでは編集することができなくなるものとします。
2. 9 EPLAN は、お客様による標準ソフトウェアの想定され、契約で合意された利用により作成されたお客様のファイル、ドキュメンテーションその他のデータについて、何ら権利を主張することはありません。

3. 第三者ソフトウェア

3. 1 第三者ソフトウェアに関しては、各製造元の利用規約やライセンス条件のみが適用されるものとします。第三者ソフトウェアは、契約の提示段階でその製造元（例：SAP、Autodesk）や製品名と共に明示され、通常は利用規約も参照されます。
3. 2 第三者ソフトウェアについては、ソフトウェアサービス（III. の第2. 1条参照）又はその他のソフトウェアのメンテナンスサービスの一部を構成するものではなく、本約款のソフトウェアサービスやメンテナンスサービスに関する規定は適用になりません。第三者ソフトウェアの利用については、各製造元の利用規約だけが適用になるものとします。
3. 3 OSS に関して要求される情報やドキュメンテーションは、本約款のA章の第5. 1条のb)に定める標準ソフトウェアに関する関連書類の一部を構成するものとします。

4. ソフトウェアの無権限複製の防止（方法と仕組）

4. 1 EPLAN は、自らの知的財産権を保護するために、すべての納品物やサービスにハードウェア又はソフトウェアのコピープロテクトを含めることができるものとします。
4. 2 お客様は、ソフトウェア及びその構成部分を、想定され、契約で合意された方法で利用しなければならず、特にハードウェアのコピープロテクト（ドングル又は Hardlock）を維持し、第三者からのアクセスを防止しなければならないものとします。本条項における「第三者」には、お客様のために契約上の利用をするお客様の従業員その他の人員は含まないものとします。
4. 3 お客様は、著作権の表示や EPLAN、ライセンサー又は製造元の管理番号・文字を変更したり、削除したりしてはならないものとします。
4. 4 EPLAN は、納品物やサービスが本約款に従って利用されているかどうかを、合理的な期間ごとに監査することができるものとします。このために、EPLAN はお客様に対し情報の提供、特に納品物やサービスの利用期間や範囲についての情報を求めることができ、お客様のハードウェアやソフトウェアのほか、お客様の帳簿や記録を調査することができるものとします。かかる調査のため、お客様は、通常の営業時間中、EPLAN に対し、その事業所への立ち入り及び EPLAN のソフトウェアの利用を、認めなければならないものとします。EPLAN は、お客様に対し、事前に余裕をもって書面で監査について通知しなければならないものとします。

4. 5 お客様が、EPLAN のソフトウェアや関連する構成部分(全部か一部か、変更・翻案されているか否かを問わず)が保存されたデータ記憶媒体、メモリー、ハードウェアその他を第三者へ提供し、又は占有を放棄する場合には、お客様は保存された EPLAN のソフトウェアや関連する構成部分が事前に完全かつ永久に削除しなければならないものとします。

II. サービス及び業務

1. サービスや業務の提供

1. 1 業務の提供にあたり、EPLAN は、提供される業務やその結果(以下「**業務提供**」といいます。)を管理・監督する責任を負うものとします。請負契約に基づく業務履行(以下「**サービス提供**」といいます。)は、お客様へのアドバイス及びサポートという目的のために行われるものとします。EPLAN は、自らの責任においてサービスを提供しますが、お客様は、自ら企図・実現する結果についての責任を免れることはありません。サービスや業務提供についての時間・材料費ベースの見積り額の価格等は、法的に当事者を拘束するものではありません。見積り額が前提とする業務は、EPLAN の経験に基づき、EPLAN の知り得る限りにおいて想定可能な範囲の業務となります。
1. 2 EPLAN は、お客様において、業務遂行の種類に応じて必要となる協調義務、特に本約款のA. 6. に定める義務を果たすことを前提条件として、業務遂行を行うものとします。お客様において、協調義務を果たさない場合、又はこれが不十分だったり遅滞となったりした場合、EPLAN はこれを原因とする損害については何ら責任を負わないものとし、履行期限は、お客様の協調義務違反を原因とする遅延期間だけ先延ばしされるものとします。お客様の協調義務違反により追加の費用が発生した場合には、EPLAN は、法の定めに関わらず、かかる追加費用をお客様に請求することができるものとします。
1. 3 プログラミングの拡張やカスタマイズといった業務提供に関する業務仕様書、技術仕様書といった業務仕様(以下「**業務仕様**」といいます。)は、業務提供の種類に応じ、お客様と EPLAN が共同で、業務提供の前又は途中で、受領まで策定するものとします。
1. 4 業務提供に関し、EPLAN は、その旨の合意があった場合には、最終期限において、お客様に対し業務遂行がなされたことを、以下の基本的な手続に従って、契約で合意されたパラメーターに基づき、機能テスト又はテスト運用のかたちで示し、これによりお客様において業務提供を受領したものとします。
- a) 業務提供の受領は、EPLAN 及びお客様が共同で議事録のかたちで準備し、署名するものとし、この議事録には契約当事者が分類した不良部分のリストを含むものとします。不具合が存在しない場合も同様とします。
 - b) お客様において、遅滞なく業務提供を受領しない場合、EPLAN は書面でお客様に対し1週間以上の期間を設けて受領を求めることができるものとします。かかる期間が経過した場合、期間の設定がお客様に明確に通知されていれば、お客様において期間の経過までに受領することができない不具合があることを書面で通知していない限り、業務提供の受領があったものとします。また、テスト運用をもって受領とみなす旨の明示的な合意がある場合を除き、お客様が納品物やサービスをテスト運用目的以外で利用(本格利用)した場合には、受領がなされたものとします。
 - c) 後述の分類2や3に属する軽微な瑕疵で、製品の機能を損なわないものについては、受領拒絶の理由とはならないものとします。分類2や3の瑕疵は、当事者が共同で作成するタイムテーブルにしたがって、修正されるものとします。
 - d) EPLAN により業務提供が、別々に受領できる独立のサブシステムに分けることができる場合には、お客様はこれを可能な限り別々に受領しなければならないものとします。お客様が、本格利用において利用した構成部分やサブシステムは、受領されたものとします。
 - e) 本第1. 4条において定める手続は、受領の効果があるかどうかを問わず、承諾又は機能テストが企図されている場合に準用するものとします。
1. 5 受領にあたっての瑕疵の分類については、以下のとおりとする。

分類1: ソフトウェアが使用できない場合。構造上その他の経済的に正当な方法で回避することができない瑕疵。

分類2: ソフトウェアは利用できるが、十分に機能を果たさない場合。構造上その他の経済的に正当な方法で回避することができる瑕疵。

分類3: 機能性や使い勝手に重大な影響がない場合。ソフトウェアは機能を果たすが、重要ではない点において機能が低下させる瑕疵。

2. 業務提供の範囲の変更

2. 1 契約当事者のいずれも、他方の契約当事者へ書面で通知することにより、合意された業務提供の範囲の変更を申し出ることができるものとします。かかる変更の通知を受け取った当事者は、遅滞なく、かかる変更が可能かどうか、またいかなる条件で変更することができるかを検討し、書面で、必要に応じて理由を付記のうえ、同意又は拒絶の回答をしなければならないものとします。お客様による変更の申出が、検討に相当な手間を要する場合には、EPLAN は検討を開始する前にお客様へこれを通知するものとします。お客様が EPLAN による検討に同意した場合、EPLAN は事前に書面でお客様の同意を得た上で、検討に必要な費用の請求書をお客様宛に発行するものとします。
2. 2 合意された業務提供の範囲の変更は、本約款の定めに従って変更契約が締結されるまでは、効力を生じないものとします。効力が生じるまでは、EPLAN は、従前の契約に基づき業務の提供を継続することができ、またその義務を負うものとします。

3. プロジェクトマネージャー

お客様は、EPLAN に迅速に必要な情報を提供し、自ら判断し、又は判断のための調整をすることができ、またその義務を負う責任者を選任しなければならないものとします。EPLAN も、必要な専門性を持ち、適切に情報を提供し、迅速に判断をすることができるプロジェクトマネージャーを選任するものとします。

4. 所有権、著作権、利用権

各契約において別途の定めがある場合を除き、お客様は、契約に基づき提供を受けた製品やサービスについて、期間や地域の限定のない、撤回不能、非独占的、かつ譲渡不能な利用権を与えられるものとします。但し、かかる利用権の付与は、各契約に基づく EPLAN への対価の完全な支払を前提条件とするものとします。別途合意がない限り、すべての所有権、著作権、上記以外の利用権は、EPLAN に帰属するものとします。

5. 第三者資料

お客様は、お客様が注文に関連して EPLAN へ提供したすべての資料について、EPLAN の使用により第三者の権利を侵害する結果とならないことを保証するものとします。お客様は、これにつき第三者から請求がなされた場合には、かかる請求が EPLAN 又はその従業員等の故意・重過失に起因する場合を除き、EPLAN に生じた一切の損害を補償するものとします。

III. ソフトウェアサービス

1. 標準ソフトウェアのソフトウェアサービス

EPLAN は、EPLAN によって制作されたことが明記されている標準ソフトウェアに対してのみ、ソフトウェアサービスを提供します。

2. ソフトウェアサービスの対象

2. 1 本約款において、「ソフトウェアサービス」とは、標準ソフトウェアのメンテナンスに関連して本約款の定めに従って提供される業務を指すものとします。納品物やサービスの種類や範囲については、各契約の業務仕様において詳細が定められるソフトウェアサービス内容によって決定されるものとします。
2. 2 ソフトウェアサービスの範囲への変更は、書面で合意されることにより効力を生ずるものとします。
2. 3 お客様は、ソフトウェアサービスのアップデートに際して、適宜、新バージョンの標準版を付与されるものとします。

お客様は、自社用の特別のアダプテーションについては、自らの責任で行わなければならないものとします。ソフトウェアを、API、スクリプティング、マスターデータの個性化、バッチルーティンといったカスタマイズ技術に基づいて行われるソフトウェアの各プログラムや各社用のアダプテーションについては、ソフトウェアサービスには含まれません。標準ソフトウェアの新バージョン提供後の操作性維持に関連する業務については、別途のご依頼と対価のお支払いが必要となります。

ネームスペースのあるソフトウェア、及びその構成部分：

ネームスペースのあるソフトウェアの場合、標準ソフトウェアと各社用のアダプテーションとを区別するネームスペースは、製造元又は EPLAN のものとします。各社用アダプテーションはお客様のネームスペースに加えられますが、標準的な改良は製造元又は EPLAN のネームスペースに加えられます。

3. ソフトウェアサービスの範囲

3. 1 EPLAN は、各契約の期間中、契約で定められた義務を、契約時において適用される業務仕様に従って履行するものとします。
3. 2 別途明示的な合意がある場合を除き、以下の業務は契約の一部を構成せず、別途の合意を要するものとします：
 - EPLAN の定める操作条件において使用されることのないプログラムのための業務
 - EPLAN のソフトウェアが一般的に承認されていないオペレーティング・システム(OS)のリリースや変更に対応してなされるソフトウェアのアダプテーション
 - お客様による操作説明書違反その他の操作ミス、故意・過失に基づくソフトウェアやデータ記憶媒体の毀損により必要となった業務
 - インストール現場での業務
 - ホットラインを通じたトレーニング業務これらの業務については、別途オーダーして頂く必要があります。

4. サービス対価

4. 1 対価については、各契約に基づき、年額にて計算され、一年ごとの前払いとなります。
4. 2 契約で定められる対価は、各契約期間の満了の3ヶ月前までに(最初の契約期間については満了から3ヶ月以内に)お客様へ通知することにより、増額することができるものとします。増額率が10%を超える場合には、お客様は増額期間の開始の1カ月前までに通知することにより、ソフトウェアサービスを解約することができるものとします。

5. ソフトウェアサービスの期間

5. 1 ソフトウェアサービスの契約期間は、契約開始から24ヶ月間とします。かかる期間の満了後は、ソフトウェアサービスは、いずれかの当事者から契約期間満了の3ヶ月前までに書面にて契約終了の通知がなされない限り、さらに12ヶ月間自動更新されるものとし、その後も同様とします。各契約期間中は、ソフトウェアサービスは理由なく解約することはできません。
5. 2 お客様の上記第4. 2条に基づく価格等の増額の場合の解約権については、影響を受けないものとします。

IV. トレーニング

1. 登録及び確認

1. 1 EPLAN の会場キャパシティやトレーニング内容の伝達の効率性に照らして、トレーニングへの参加人数は限定されます。したがって、参加登録は、EPLAN のシステムへの登録の先着順となります。
1. 2 登録がなされると、EPLAN は書面で確認いたします。参加の確認と共に、お客様は EPLAN からオンラインでトレーニング会場へのアクセスを説明したサイトへのリンクを受け取ります。

2. トレーニング費用

トレーニング費用は、セミナーの開始前に請求され、請求書に記載された期間中に支払って頂く必要があります。セミナーへの参加のキャンセルは、各セミナーの開始日の14日前までに EPLAN へ書面で通知して頂く必要があります。それ以降のキャンセル、又は不参加については、キャンセル料として費用の25%をご請求させていただきます。やむを得ない事情により参加できなかったことが実証された場合には、上記14日前を過ぎていても、次のセミナーへの登録変更が認められます。その場合も、費用は直ちに支払って頂く必要があります。参加予定者が参加できない場合、お客様は参加者を変更することができます。

3. トレーニングセッション・トレーニングパッケージ

各トレーニングセッション及びトレーニングパッケージは、参加確認の発行から最大12か月間利用可能ですが、同期間を過ぎると失効します。期間満了により失効した場合、払い戻しや転用などは認められません。

4. 提供内容

トレーニング費用には、トレーニング、トレーニング資料及びトレーニング中の食事が含まれています。ソフトウェアやその内容の改良等により、セミナープログラムの内容は変更することがあります。別途合意がある場合を除き、お客様の施設でのトレーニングの場合には、トレーニング費用には、トレーニング資料及び食事の費用は含まれません。

5. セミナーの中止

トレーナーの病気、参加者数の不足、不可抗力等により、急きょセミナーを中止する場合でも、お客様は補償を求めることはできません。迅速にお客様へ代わりの日程が通知され、お客様の希望日を考慮して決定されます。この場合、お客様は旅費や宿泊費、休業補償等を EPLAN へ請求することはできません。

6. 著作権

提供されたトレーニングに関する書面は、著作権で保護されており、参加者の個人的なトレーニングにおいてのみ使用することができます。コピーや別の目的での使用、別の方法での印刷等は、EPLAN の事前の書面による同意がない限り、禁止されます。

(2017年12月)